

# 令和4年第11回定例教育委員会会議

開催日時 令和4年11月14日(月)

午後1時30分

場 所 市民総合体育館 多目的室1・2

## 議 題

### 日程第一 議事事項

議案第46号 令和4年度富士見市一般会計補正予算案について

議案第47号 令和5年度使用富士見市立富士見特別支援学校用教科用  
図書の採択について

議案第48号 市指定文化財の指定について

議案第49号 公の施設の指定管理者の指定について

### 日程第二 報告事項

(1) 市立西中学校大規模改造建築工事(第3期工事)(ゼロ債務)変更  
請負契約の締結に係る専決処分について

(2) 富士見市英語検定試験検定料補助金交付要綱の一部改正について

(3) 富士見市学校給食調理業務等受託候補者の選定について(答申)

### その他

○教育行政方針に基づく進捗状況の報告

(1) 社会科展について(開催報告)

(2) 市制施行50周年記念事業「第20回難波田城公園まつり」について

議案第46号

令和4年度富士見市一般会計補正予算案について  
令和4年度富士見市一般会計補正予算案を了承する。

令和4年11月14日提出

富士見市教育委員会  
教育長 山口 武士

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見としたいので、この案を提出します。

令和4年度富士見市一般会計補正予算（第7号・第8号）概要

○歳入歳出予算の補正

学校教育課

1 学校教育支援事業 112,650千円

市立学校に在籍する児童生徒の学校給食費3か月分を無償にするもの。

【歳出】 112,650千円

・小学校給食費負担金	73,737千円
・中学校給食費負担金	37,893千円
・特別支援学校給食費負担金	1,020千円

【歳入】 112,650千円

・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国）	87,029千円
・一般財源	25,621千円

教育政策課 他4課等

1 学校管理運営事業 他6事業 68,508千円

燃料価格高騰などに伴い、不足する電気料金及びガス料金を増額するもの。

【歳出】 68,508千円

・小学校	
電気料金	8,218千円
ガス料金	23,842千円
・中学校	
電気料金	3,095千円
ガス料金	8,750千円
・特別支援学校	
電気料金	376千円
ガス料金	2,438千円
・文化財整理室・収蔵庫	
電気料金	149千円

・ 鶴瀬公民館		
電気料金		1,728 千円
ガス料金		2,207 千円
・ 水谷東公民館		
ガス料金		542 千円
・ 学校給食センター		
電気料金		4,881 千円
ガス料金		12,282 千円
【歳入】 全額一般財源		

○債務負担行為

教育政策課

1 学校施設整備事業 684,568千円

発注時期の平準化等を図るため、令和5年度に予定している工事について、債務負担行為を設定するもの。

事項	期間	限度額
小学校屋内運動場空調設備設置工事	令和4年度から 令和5年度まで	148,662 千円
中学校屋内運動場空調設備設置工事	令和4年度から 令和5年度まで	135,404 千円
富士見台中学校エレベーター更新工事	令和4年度から 令和5年度まで	42,761 千円
富士見特別支援学校屋内運動場大規模改造工事	令和4年度から 令和5年度まで	357,741 千円

※債務負担行為とは

予算は1年度で完結することが原則です。例外として、2年以上の将来にわたる支払義務に対応するため、あらかじめ後年度の債務を約束することを「債務負担行為」といいます。翌年度に行う建設工事等について債務負担行為を設定し、今年度中に入札、契約を締結することにより、新年度早々に工事への着手を可能とします。

議案第47号

令和5年度使用富士見市立富士見特別支援学校用教科用図書の採択について

令和5年度使用富士見市立富士見特別支援学校用教科用図書について、別添のとおり採択する。

令和4年11月14日提出

富士見市教育委員会  
教育長 山口 武士

提案理由

富士見特別支援学校の令和5年度使用教科用図書について、内容を一部変更したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定により、この案を提出します。

## 選定結果

### 1 供給不能な図書

#### (1) 小学部

##### ○一般図書 (3点)

種目	発行者 (略称)	書名	理由
生活	学研	ふしぎ・びっくり!?こども図鑑 8きせつ	廃版
音楽	永岡書店	お手本のうた付き! どうよううたのえほん	廃版
	永岡書店	お手本のうた付き! どうよううたのえほん2	廃版

### 2 選定変更後の図書

#### (1) 小学部

##### ○一般図書 (3点)

種目	発行者 (略称)	書名
生活	ひかりのくに	こどものずかんMio1 2 きせつとしぜん
音楽	ポプラ	ケロポンズとエビカニクスでおどっちゃお!
	三起商行	ポカポカフレンズのおんがくえほんたいこ

## 議案第48号

### 市指定文化財の指定について

次の文化財を市指定文化財に指定する。

- |        |           |
|--------|-----------|
| 1 指定番号 | 第36号      |
| 2 種別   | 記念物（史跡）   |
| 3 名称   | 難波田城跡土塁   |
| 4 所在地  | 富士見市大字下南畑 |
| 5 所有者  | 個人        |

令和4年11月14日提出

富士見市教育委員会  
教育長 山口 武士

### 提案理由

当該文化財は、歴史資料としての価値が高く、永く後世に保存・継承するとともに広く活用を図るため、市指定文化財に指定いたしたく、富士見市文化財の保存及び活用に関する条例第12条第1項の規定により、この案を提出します。

令和4年11月2日

富士見市教育委員会  
教育長 山口 武士 様

富士見市文化財審議会  
議長 佐々木 真理子

市指定文化財の指定について（答申）

令和4年4月25日付け富教生第57号で貴教育委員会から諮問を受けました市指定文化財の指定について協議した結果、下記のとおり一定の結論を得ましたので、ここに答申いたします。

記

貴教育委員会から諮問を受けた下記の文化財は、富士見市指定文化財に指定し、その保存を図る必要がある。

名 称	難波田城跡土塁（なんばたじょうあとどるい）
種 別	記念物（史跡）
点 数	1点
所在地	富士見市大字下南畑
所有者	個人
理 由	難波田城跡土塁は、戦国時代に活躍した難波田氏が築いた城跡の本丸に残る土山状の構築物で、敵兵の本丸侵入を阻止する目的で築かれた防御施設である。色や土質の異なる土砂を交互に積み上げた版築の痕跡が確認され、強固に築いていたことが伺える。難波田城跡の姿を地上に残す唯一の遺構であり、また、難波田城跡の城郭構造を知るうえでも重要な資料であり、貴重である。

《付帯意見》

土塁の適切な保存とともに、市民の学習の場としてその活用方法について様々な視点から検討していただきたい。



議案第49号

公の施設の指定管理者の指定について  
指定管理者指定候補者については、次のとおりとする。

1 管理を行わせる公の施設

名称	所在地
富士見市立図書館鶴瀬西分館	富士見市鶴瀬西2丁目9番1号

2 指定管理者指定候補者

株式会社図書館流通センター  
代表取締役 谷一 文子  
東京都文京区大塚三丁目1番1号

3 指定期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

令和4年11月14日提出

富士見市教育委員会  
教育長 山口 武士

提案理由

富士見市立図書館鶴瀬西分館の指定管理者の指定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の意見としたいので、この案を提出します。

公の施設の指定管理者指定候補者(案)の指定について

- 1 施設名 富士見市立図書館鶴瀬西分館
- 2 指定管理者候補者 株式会社図書館流通センター  
(申請者) 東京都文京区大塚三丁目1番1号  
株式会社図書館流通センター  
代表取締役 谷一 文子
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで(2年間)
- 4 募集方法 公募
- 5 委員名簿 別紙のとおり
- 6 審査経過 第1回審査委員会 7月26日  
委員の委嘱・任命、スケジュールの確認、要項確認等  
第2回審査委員会 10月24日  
応募者のプレゼンテーション及びヒアリング  
第3回審査委員会 10月31日  
審査委員による講評および意見交換、候補者(案)の決定
- 7 選定結果 別紙のとおり

8 指定管理料(現状と提案額)

【現状】令和4年度当初予算額 31,934,348円

【提案額】

令和5年度	36,518,280円
令和6年度	37,159,280円
合計	73,677,560円

9 平成30年度～令和3年度における指定管理料(決算額)

平成30年度	31,259,468円
令和元年度	31,878,160円
令和2年度	32,653,028円
令和3年度	46,594,485円
令和4年度(予算額)	31,934,348円
合計	174,319,489円

\*PFI契約(平成20年度～令和4年度)により定められた図書館維持管理・運営業務費用

\*令和3年度は空調設備更新が入ったため、例年よりも増額している。

\*機械警備、設備保守、修繕等の金額は含まれていない。

(令和5年度以降は含む)

## 10 選定方法

応募業者の提出した申請書類に基づく書類審査及び実地審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の評価をもとに、審査委員が選定項目ごとに採点を行った。

選定にあたっては、事業計画書の内容を選定項目ごとに9名の委員の平均評点を算出し、管理運営経費（指定管理料）に関する事項に係る評点を除く合計評点が最低基準点に達しているかを確認した上で、管理運営経費に関する事項に係る評点を加算し、合計点による判定を行った。

## 11 評価のポイント

### <総括>

今回の指定管理の更新には1団体からの申請があった。

富士見市公の施設の指定管理者候補者審査委員会（図書館鶴瀬西分館）では、提案書やプレゼンテーション・ヒアリングを基に、団体の経営状況、活動実績、管理運営体制や内容、経費に関する考え方などを総合的に評価し、「株式会社図書館流通センター」が図書館鶴瀬西分館の管理運営候補者としてふさわしいと判断したため、指定管理者指定候補者（案）とした。

#### (1) 団体に関する事項（配点10点／平均点9.8点）

図書館の指定管理者として、広い地域で多くの実績があること、また法人の経営状況についても経常利益率、自己資本比率共に安定した経営状況であることを確認した。

#### (2) 管理運営方針に関する事項（配点10点／平均点8.5点）

学校併設の図書館であることをふまえた上で、利用者のニーズや地域性にも配慮する考え方である点を評価した。

また、豊富な経験と実績を活かした運営内容となっている点について評価した。

#### (3) 管理運営体制に関する事項（配点25点／平均点21.8点）

適正な人員配置を行っている安定した体制であり、人材育成やバックアップ体制も充実している点を評価した。

また、責任者の人数を1名増加した3名体制、経験のある職員の継続、安全対策については、対応時のマニュアルの作成や訓練などが実施されている点について評価した。

#### (4) 管理運営内容に関する事項（配点70点／平均点59.6点）

現状行われている地域や学校との連携を継続すると共に、積極的に新しい提案がされている点、子ども読書活動の推進に関しても保護者への働きかけを意識した内容となっている点などについて評価した。

(5) 施設維持管理に関する事項 (配点5点/ 平均点3.9点)

(6) 管理運営経費に関する事項 (配点30点/平均点30点)

## 総括

9名の委員による採点結果は、103.6点となり、最低基準点72点(60%)を上回った。また各委員の合計点のほか、選定項目ごとの点数についても60%を超えていることから、安定した運営と学校との連携の充実および地域性にも配慮した考え方を評価し、株式会社図書館流通センターを指定管理者指定候補者(案)として選定した。

## 指定管理者候補者の概要

団体の名称 (代表団体)	株式会社図書館流通センター 代表取締役 谷一 文子 東京都文京区大塚三丁目1番1号
設立年月日	昭和54年12月20日
主な事業内容	1. 書籍及び雑誌の販売 2. 書籍の情報収集及び情報検索・受発注用機械可読データの作成及び販売 3. 図書館管理運営業務の受託及び代行業 4. 地方自治法による指定管理者制度に基づく公共施設管理

令和4年10月31日

富士見市教育委員会  
教育長 山口 武士 様

富士見市公の施設の指定管理者候補者審査委員会  
委員長 石川 敬 史

富士見市立図書館鶴瀬西分館の指定管理者候補者（案）  
の選定について（答申）

令和4年7月26日付け富教生第97号により諮問された標記の件について、富士見市公の施設の指定管理者候補者審査委員会（富士見市立図書館鶴瀬西分館）として、別添のとおり答申します。

今後、貴職におかれましては、指定管理者候補者の選定にあたり当委員会の審査結果を検討されたうえで総合的に判断されるようお願いいたします。

令和4年7月26日付けで富教生第97号により、富士見市教育委員会から富士見市立図書館鶴瀬西分館の指定管理者候補者（案）の選定について、審査委員会委員長あてに諮問を受けました。

審査委員会では、公平・公正な視点から厳正に審査を進め、下記のとおり指定管理者候補者（案）を選定しましたので答申します。

## 記

### 1. 施設名

富士見市立図書館鶴瀬西分館

### 2. 応募団体

団体名：株式会社図書館流通センター

代表者：株式会社図書館流通センター 代表取締役 谷一 文子

所在地：東京都文京区大塚3-1-1

### 3. 審査委員会委員名簿

氏名	委員構成	備考
石川 敬史	1号委員（学識経験者）	委員長
出井 隆志	3号委員（図書館協議会委員長）	副委員長
堀切 久也	1号委員（学識経験者）	
檜山 美智子	3号委員（市民）	
和泉 千珠子	3号委員（市民）	
花園 可奈子	3号委員（市民）	
齊藤 博之	2号委員（市職員）	
中島 雄一	2号委員（市職員）	
土田 宗孝	2号委員（市職員）	

### 4. 審査委員会経過

- 第1回 令和4年7月26日（火）午後2時30分～午後4時30分  
委員の委嘱・任命、スケジュールの確認、要項確認等
- 第2回 令和4年10月24日（月）午後1時30分～午後4時10分  
応募者のプレゼンテーション及びヒアリング  
（80分：プレゼンテーション20分、ヒアリング60分）
- 第3回 令和4年10月31日（月）午前9時30分～11時  
審査委員による講評および意見交換、候補者(案)の決定

### 5. 選定の方法

審査は、応募団体からの申請書及び応募団体のプレゼンテーションとヒアリング結果をもとに、審査委員が選定項目ごとに採点しました。

採点結果は、運営事業内容についての9名の委員の合計値の平均値を出し、最低基準点に達しているかを確認、次に管理運営に関する事項（指定管理料）を加算し、合計値により判定しました。

## 6. 選定結果

### 指定管理者候補者（案）

団体名：株式会社図書館流通センター

代表者：株式会社図書館流通センター 代表取締役 谷一 文子

所在地：東京都文京区大塚 3-1-1

	配点	株式会社図書館流通センター (9委員の平均)
1. 団体に関する事項	10点	9.8点
2. 管理運営方針に関する事項	10点	8.5点
3. 管理運営体制に関する事項	25点	21.8点
4. 管理運営内容に関する事項	70点	59.6点
5. 施設維持管理に関する事項	5点	3.9点
事業計画評点 合計点 (配点 120点) (最低基準点 72点)	120点	<b>103.6点</b>
6. 管理運営経費に関する事項 指定管理料評点 (配点 30点)	30点	2年間 73,677,560円 <b>30.0点</b>
合計点数 (150点)	150点	<b>133.6点</b>



# 報告事項（１）資料

## 専 決 処 分 書

次のとおり工事変更請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 工 事 名   | 市立西中学校大規模改造建築工事（第3期工事）（ゼロ債務）               |
| 2 施 工 場 所 | 富士見市西みずほ台三丁目地内                             |
| 3 履 行 期 限 | 令和4年12月28日                                 |
| 4 請 負 金 額 | 226,666,000円                               |
| 5 変更請負金額  | 222,924,900円                               |
| 6 請 負 業 者 | 富士見市大字東大久保309番地<br>島田建設株式会社<br>代表取締役 島田 敏郎 |

令和4年10月25日

富士見市長 星 野 光 弘

# 報告事項（２）資料

富士見市英語検定試験検定料補助金交付要綱（令和２年告示第９９号）新旧対照表

新	旧
<p><u>（個別申込みに係る補助金等交付申請書等の様式等）</u></p> <p>第6条 <u>個別申込みにより補助金の交付を受けようとする者の規則第4条第1項の補助金等交付申請書及び規則第16条第2項の補助金等交付請求書の様式は、富士見市英語検定試験検定料補助金交付申請書兼請求書（個別申込み）（様式第1号）のとおりとする。</u></p> <p>2 <u>前項の申請書兼請求書の提出は、次に掲げる書類を添付して行うものとする。</u></p> <p><u>（1）英検の検定料の支払を証する書類</u></p> <p><u>（2）補助金の振込を希望する金融機関の申請者名義の通帳の写し</u></p> <p><u>（3）その他市長が必要と認める書類</u></p> <p><u>（団体申込みに係る補助金等交付申請書の様式等）</u></p> <p>第7条 <u>団体申込みにより補助金の交付を受けようとする者の規則第4条</u></p>	<p><u>（補助金等交付申請書の様式等）</u></p> <p>第6条 <u>規則第4条第1項の補助金等交付申請書の様式は、個別申込みにあつては様式第1号のとおりとし、団体申込みにあつては様式第2号のとおりとする。</u></p> <p>2 <u>規則第4条第1項第1号の事業計画書の様式は、様式第3号のとおりとする。</u></p> <p>3 <u>規則第4条第1項第2号の収支予算書の様式は、様式第4号のとおりとする。</u></p> <p>4 <u>規則第4条第1項第3号の市長が別に定める書類は、様式第5号のとおりとする。</u></p> <p>5 <u>規則第4条第1項の市長が定める期日は、英検を受験した年度の1月末日とする。</u></p> <p>6 <u>規則第4条第2項の実績を証する書類は、補助対象経費の支払を証する書類とする。</u></p> <p>7 <u>個別申込みにあつては、第2項から第4項までの規定は適用しない。</u></p> <p>8 <u>団体申込みにあつては、第6項の規定は適用しない。</u></p> <p>（新設）</p>

第1項の補助金等交付申請書の様式は、富士見市英語検定試験検定料補助金交付申請書（団体申込み）（様式第2号）のとおりとする。

2 前項の申請書の提出は、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

（1）事業報告書（様式第3号）

（2）収支予算書（様式第4号）

（3）対象者名簿（様式第5号）

（補助金の申請期限）

第8条 第6条第1項の申請書兼請求書及び前条第1項の申請書による補助金の申請期限は、英検を受験した年度の1月末日（その日が富士見市の休日を定める条例（平成2年条例第14号）第1条第1項に規定する市の休日にあたる時は、その日以後に到来する当該休日でない最初の日）とする。

（補助金等交付決定・却下通知書の様式等）

第9条 規則第7条の補助金等交付決定・却下通知書の様式は、個別申込みにあつては様式第6号のとおりとし、団体申込みにあつては様式第7号のとおりとする。

2 第6条第1項の規定による申請に対し交付決定を行う場合にあつては、当該交付決定日を規則第16条第2項の規定による補助金等交付請求書の提出日とみなし、却下決定を行う場合にあつては、補助金等交付請求書の提出はされなかったものとみなす。

（補助事業等実績報告書の様式等）

第10条 規則第13条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、様式第8号のとおりとする。

2 前項の補助事業等実績報告書は、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

（新設）

（補助金等交付決定・却下通知書の様式）

第7条 規則第7条の補助金等交付決定・却下通知書の様式は、個別申込みにあつては様式第6号のとおりとし、団体申込みにあつては様式第7号のとおりとする。

（新設）

（補助事業等実績報告書の様式等）

第8条 規則第13条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、様式第8号のとおりとする。

2 前項の補助事業等実績報告書は、補助対象事業が完了した後（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては当該承認を受けた後）30

(1) 事業報告書 (様式第9号)

(2) 収支決算書 (様式第10号)

(3) 補助対象経費の支払を証する書類

3 第1項の実績報告書は、補助対象事業が完了した後 (当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては当該承認を受けた後) 30日以内に市長に提出しなければならない。

4・5を削る

(補助金等確定通知書の様式)

第11条 規則第14条の補助金等確定通知書の様式は、様式第11号のとおりとする。

(補助金の交付時期等)

第12条 この要綱による補助金のうち団体申込みに係る補助金にあっては、規則第16条第1項ただし書の規定により概算払とする。

2 団体申込みにより補助金の交付を受けようとする者の規則第16条第2項の補助金等交付請求書の様式は、様式第12号のとおりとする。

(書類の整備等)

第13条 市立学校の代表者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助対象事業が完了した日 (当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては当該承認を受けた日)

日以内に市長に提出しなければならない。

3 規則第13条第1項第1号の事業報告書の様式は、様式第9号のとおりとする。

4 規則第13条第1項第2号の収支決算書の様式は、様式第10号のとおりとする。

5 規則第13条第1項第3号の市長が別に定める書類は、補助対象経費の支払を証する書類とする。

(補助金等確定通知書の様式)

第9条 規則第14条の補助金等確定通知書の様式は、様式第11号のとおりとする。

(補助金の交付時期等)

第10条 この要綱による補助金のうち団体申込みに係る補助金にあっては、規則第16条第1項ただし書の規定により概算払とする。

2 規則第16条第2項の補助金等交付請求書の様式は、個別申込にあっては様式第12号のとおりとし、団体申込みにあっては様式第13号のとおりとする。

(書類の整備等)

第11条 市立学校の代表者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助対象事業が完了した日 (当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては当該承認を受けた日)

の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

様式第1号 別紙のとおり

様式第2号から様式第12号まで 略

附 則

この告示は、令和4年11月1日から施行する。

の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

様式第1号 別紙のとおり

様式第2号から様式第13号まで 略

(旧)

様式第1号 (第6条関係)

富士見市英語検定試験検定料補助金交付申請書 (個別申込み)

年 月 日

(宛先) 富士見市長

申請者

保護者住所

保護者氏名

電話番号

富士見市英語検定試験検定料補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 1,000 円

2 受験する児童生徒氏名、学校名等

ふりがな	
児童生徒氏名	
学校名・学年・組	学校 年 組
受験級 (受験日)	級 ( 年 月 日受験)
(注) 1 裏面に英検の検定料の支払を証する書類 (検定料支払証明書又は検定料領収書等の写し) を貼り付けてください。合否にかかわらず申請できます。 2 補助金の交付申請は、児童生徒1人につき一年度において1回までです。 3 補助金の交付は、予算の範囲内において行います。 4 補助金の申請は、当該年度の1月末日までとします。	

令和4年11月2日

富士見市教育委員会  
教育長 山口 武士 様

富士見市学校給食調理業務等受託候補者審査委員会  
委員長 磯谷 雅之

富士見市学校給食調理業務等受託候補者の選定について（答申）

令和4年7月25日付け富教給第12号で諮問のありました富士見市学校給食調理業務等受託候補者の選定について、当審査委員会で慎重に審査した結果、下記のとおり受託候補者の選定を行いましたので、答申いたします。

記

1 はじめに

当審査委員会は、富士見市学校給食調理業務等受託候補者審査委員会条例に基づき設置され、「富士見市教育委員会の諮問に応じ、受託候補者の選定に関する事項について審査し、教育委員会へ答申する」こととなっており、令和4年7月25日付けで教育委員会から学校給食調理業務等受託候補者の選定について諮問を受けました。

この諮問事項について、学校給食は徹底した衛生管理の下、安全・安心で、安定的な提供が求められることから、公募型プロポーザル方式に係る実施要領及び学校給食調理業務等委託仕様書（以下、「仕様書等」という。）に基づき、富士見市の学校給食の特性を十分に理解し、より優良な事業者が選定できるよう慎重な審議を行いました。

2 評価基準について

評価基準については、安全・安心で安定的な学校給食の提供はもとより、食育推進を意識した美味しい学校給食に寄与する項目を設定するとともに、現在調理員として学校給食の調理業務に従事する会計年度任用職員の継続的な雇用や処遇の維持に配慮したものとしました。

詳細な評価基準は、次のとおりです。

No.	評価項目	判定基準	配点
1	業務実績	・1日6,000食以上の学校給食センター調理業務受託実績 ・埼玉県内の学校給食センター調理業務受託実績 ・全国の学校給食センター調理業務受託実績	15
2	学校給食に	・学校給食の意義や重要性に対する考え方	15

	おける企業理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食調理業務に取り組む意欲</li> <li>・安全・安心で充実した学校給食を提供するための取り組み</li> <li>・安定的な学校給食の提供に対する考え方や取り組み</li> </ul>	
3	継続雇用及び処遇の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、学校給食センター調理員（会計年度任用職員 36 名）として従事している職員の継続的な雇用と地元採用などの取り組みや方針</li> <li>・現在の任用条件（日額者）を踏まえた処遇や、短時間勤務など多様な働き方に対する考え方</li> </ul> <p>【令和 4 年度の任用条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①勤務日数：年間 228 日（給食実施日+38 日）</li> <li>②年間収入：一人当たり約 215 万円</li> </ul>	25
4	人員配置・体制・人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織体制、配置人数</li> <li>・配置者の資格、経験内容、勤務体制</li> <li>・従業員の福利厚生</li> <li>・社内外の研修制度や従業員の教育制度</li> <li>・従業員の休暇等における代替者の確保体制や対応策</li> </ul>	25
5	調理業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的、効果的な調理業務に向けた取り組み</li> <li>・調理工程及び調理方法に対する創意工夫や提案</li> <li>・美味しい給食と品質管理に関する考え方</li> <li>・市や学校との連携、内部の指揮命令系統</li> <li>・光熱水費の低減に向けた取り組み</li> </ul>	25
6	衛生管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生管理に対する考え方</li> <li>・衛生指導や検査体制</li> <li>・従業員の衛生管理研修や取り組み体制</li> <li>・本社等からの支援体制</li> </ul>	25
7	危機管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業の安定性（様々なリスクに対する取り組み体制）</li> <li>・食中毒発生防止対策</li> <li>・異物混入防止対策</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・災害時の対応</li> </ul>	25
8	施設、厨房機器の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設、厨房機器の管理、点検等の対応</li> <li>・老朽等の施設課題に対する創意工夫</li> </ul>	15
9	準備計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約時から給食開始までの準備体制と計画</li> </ul>	10
10	見積価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書及び見積内訳書の内容</li> </ul>	20

### 3 プロポーザル方式の審査及び結果について

審査については、参加資格を満たした 4 事業者より提出された企画提案書等による事前審査及びプレゼンテーション審査によって行いました。



なお、プレゼンテーション審査においては、現在の会計年度任用職員に対する継続的な雇用や処遇に関する考え方、企業の安定性や危機管理体制、創意工夫に基づく新たな取り組み、衛生管理に対する取り組みやサポート体制などについて、事業者に対し質疑応答を通して、さらに詳細な審査を行いました。

審査委員8名による評価・採点の審査結果は、次のとおりです。

【順位】 (1, 600点満点)

第1位	(株) 東洋食品	1, 214点	(得点率 75.88%)
第2位	事業者A	1, 162点	(得点率 72.63%)
第3位	事業者B	1, 136点	(得点率 71.00%)
第4位	事業者C	1, 132点	(得点率 70.75%)

#### 4 受託候補者について

受託候補者については、審査委員8名による採点の合計点数の最も高い者を受託候補者として選定しました。

##### (1) 受託候補者の氏名及び住所

- ・株式会社東洋食品 代表取締役 荻久保 英男  
東京都台東区東上野1-14-4

##### (2) 評価

実績評価及び衛生管理に関する取り組み、並びに危機管理体制の充実が評価されるとともに、会社を挙げての取り組み姿勢が感じられ評価されました。

また、会計年度任用職員の継続的な雇用と処遇においても、4事業者の平均点を超えており、他の項目においても平均点以上を多く獲得し、総合力の高さが評価されました。

一方で他者より低い評価となった項目については、今後の契約に向けた協議の機会などを捉え、豊富な実績から得たノウハウを最大限生かした魅力ある取り組みのさらなる実施を求めることも必要と考えます。

また、今後の準備計画においては具体的な計画を立てるとともに、十分な協議を重ねる必要があることを申し添え、評価いたします。

#### 5 おわりに

当審査委員会は、受託候補者選定について、仕様書等に基づき優良な事業者の選定に向けて、様々な立場における視点で客観的に審査を重ねてまいりました。

本答申は、こうした審査の結果、今後の富士見市の学校給食調理業務等を担うこととなる受託候補者の選定を行ったものです。

つきましては、今後、学校給食調理業務等の委託を進めるにあたり、安全・安心で安定的に学校給食が提供できるよう受託候補者と綿密な調整を行うとともに、業務の引継ぎを含めた十分な準備を行うことにより、さらなる学校給食の充実に向けた取り組みを進めていくことを期待します。

## 社会科展について（開催報告）

### 開催概要

期 間：令和4年10月1日（土）から10月10日（月）まで 10日間

会 場：難波田城資料館 特別展示室

来 場 者：（期間中、資料館来館者数） 1,801人

協 力：富士見市校長会、富士見市社会科教育研究会

応募総数：514点（回答のあった12校分）

出品作品数：85点（小学校55点、中学校30点）

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
参加者数	8	10	10	12	11	13	14	12	4



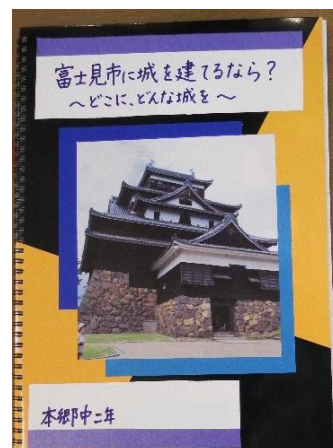
### 受賞作品

優れた研究作品の中から、「教育長賞」、「資料館長賞」、「校長会賞」、「学芸員賞」を選出しました。



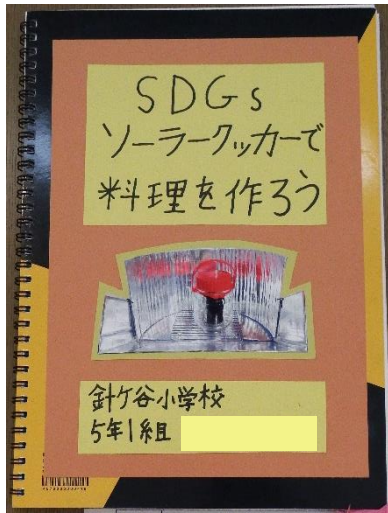
教育長賞

「AEDって何だろう？」  
（水谷小3年生2名）



教育長賞

「富士見市に城を建てるなら？」  
～どこに、どんな城を～  
（本郷中2年生）



資料館長賞

「SDGs ソーラークッカーで料理を作ろう」

(針ヶ谷小5年生)



資料館長賞

「鎌倉殿の7切通

~THE 7 KIRIDOUSHI COMPLETE~」

(西中2年生)



校長会賞

「ふじみしをいただきます」

(関沢小1年生)



校長会賞

「古き良き駄菓子の魅力

~駄菓子屋はこのまま姿を消すのか~」

(富士見台中3年生)

## 学芸員賞

作品名	学校	学年
「つたえる」歴史 —想像してみる。わたしたちの未来。	鶴瀬小	3年生
鶴瀬小学校地区でどの地区がポイ捨て量が多いのか？	鶴瀬小	5年生
富士見市公園めぐり！！	鶴瀬小 2名	6年生
お店にあるピクトグラム	勝瀬小	2年生
ちいきのコンビニしらべ	みずほ台小	1年生
じどうはんばいきのやくわりについて	みずほ台小	2年生
1日のごはんで地図作り	つるせ台小	4年生
みんなでつなげる地域の輪深めよう地域のきずな	富士見台中	1年生
ハザードマップと保険料の比較	富士見台中	2年生
もし、本中に学区がなかったら	本郷中	2年生
龍馬の手紙	東中	2年生

## 市制施行 50 周年記念事業「第 20 回難波田城公園まつり」実施報告

- 1 日 時 令和 4 年 10 月 23 日（日）午前 10 時～午後 1 時 30 分
- 2 会 場 難波田城公園
- 3 来 園 者 約 1,600 人
- 4 主な成果 新型コロナウイルス感染症対策として、人力車や紙芝居などの体験を中止し、規模を縮小して 3 年ぶりに開催した。

市内小中学校・幼稚園、和太鼓などの芸能発表、資料館友の会や市民学芸員などの協力による昔体験を実施したほか、南畑幼稚園が作成した「なんばった」の着ぐるみが初披露・寄贈された。また、川越藩火縄銃鉄砲隊による火縄銃演武へは、シャバツ市代表団も参加した。代表団へは、記念品として、ほうき作り伝承会製作による手編み箒を贈呈した。



芸能発表（南畑小鼓笛隊）



芸能発表（東中吹奏楽部）



芸能発表（南畑幼稚園）



昔体験（射的）



火縄銃演武



記念品贈呈